

特53

特53-71



1200800238795



71

節
函

架五

部五

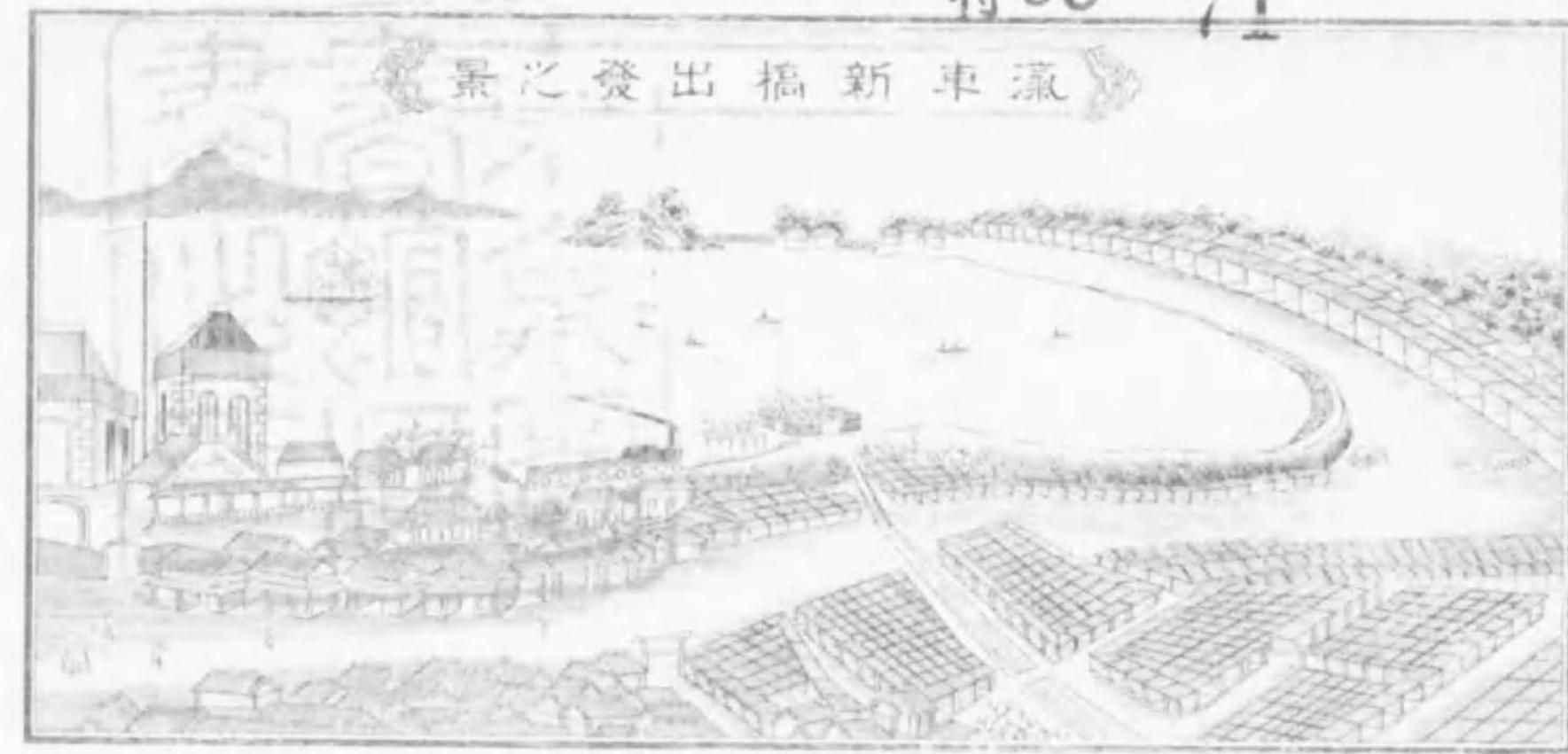
號

類

始



特53 71



瀛車新橋出景之

訂再補增正改

正榮堂



懷中 日用 便



特53 71



瀛車新橋出景之

改正增補再訂

懷中
日用
便

正榮堂



- ① 官等及月給
- ② 官省諸局
- ③ 諸官省定額金
- ④ 勸解願手續
- ⑤ 訴狀定則畧
- ⑥ 訴答文例の畧
- ⑦ 上等裁判分轄表
- ⑧ 東京區裁判所管轄
- ⑨ 證券印紙貼用規則
- ⑩ 街路取締規則
- ⑪ 利息制限法
- ⑫ 地券證印稅
- ⑬ 結婚の諸規則
- ⑭ 移住及ヒ寄留
- ⑮ 家督相續の事
- ⑯ 人別認の順序
- ⑰ 五等親
- ⑱ 忌服令
- ⑲ 駅遞局預金并受取
- ⑳ 建家書入質借用金

- ㉑ 建家賣渡証
- ㉒ 建家賣買書入規則
- ㉓ 船賣買書入規則
- ㉔ 地所質入証
- ㉕ 地所書入証
- ㉖ 地券預リ証
- ㉗ 地所規則畧
- ㉘ 借用金ノ証
- ㉙ 預リ金ノ証
- ㉚ 手附金ノ証
- ㉛ 代理委任及ニ規則
- ㉜ 雇人請狀
- ㉝ 店請狀
- ㉞ 養子貰受一札
- ㉟ 養子養女一札
- ㊱ 爲替手形
- ㊲ 送り狀
- ㊳ 金銀受取
- ㊴ 品物受取
- ㊵ 送籍願

- ① 地券書替裏書
- ② 損札引替願
- ③ 寄留送籍願
- ④ 出版届願
- ⑤ 納本添書
- ⑥ 出坂條例畧
- ⑦ 出産届
- ⑧ 養子御届
- ⑨ 同一例
- ⑩ 隱居家督届
- ⑪ 改印届
- ⑫ 旅行届
- ⑬ 止宿人届
- ⑭ 盜難届
- ⑮ 遺失届
- ⑯ 僕婢雇入届
- ⑰ 死去届

目錄終

改正
増補
再訂

懷中日用便

第四刻

青木輔清編

一 尊上御年齡

今上天皇

御諱睦仁

孝明天皇之御子

嘉永五年九月廿二日御降誕

皇子

嘉仁 明言と稱

御母權典侍柳原愛子
明治十二年八月三十日御降誕

皇太后宮

御名夙子

關白忠尚公之女

天保四年十二月十四日御誕生

皇后宮

御名美子

一條左大臣忠香公之女

嘉永元年四月十七日御誕生

御養子

有栖川熾仁親王御子

明治十一年八月 御養子

二 皇族方 御誕辰

挂宮一品淑子内親王

文化十二年 正月十九日

有栖川宮二品熾仁親王

文化九年 正月五日

伏見宮二品貞愛親王	文政五年 四月二十八日
閑院宮無品易王	慶應元年 九月廿二日
山階宮二品親王	文化十四年 二月四日
東伏見宮高嘉彰親王	弘化三年 十二月十六日
梨本宮二品守脩親王	文政二年 十二月一日
北白川宮高能久親王	弘化四年 二月十六日
久通宮二品朝彥親王	文化七年 正月廿八日
(三) 御大祭日祝日	
四方拜	一月一日 主上天地四方山陵ヲ拜シ 室作ヲ祈リ玉ヲロナリ
元始祭	一月三日 此日ハ天地ノ神々天皇玉御 代々ノ尊靈ノ御祭ナリ
新年宴會	一月五日 此日ハ主上ヨリ御臣 百官ニ酬宴ヲ玉ヲナリ
孝明天皇祭	一月二十日 此御祭ハ今ノ主上ノ 御父上ノ崩御ノ日ナリ
祈年祭班幣	二月四日 此日ハ天地ノ神々ニ豊 年ヲ祈ル御祭ナリ
紀元節	二月十日 此御祭ハ神武天皇 御位ニ即キ玉ヲロナリ
春季皇靈祭	春分 此日ハ御先祖代々ノ 皇靈ヲ祭リ玉ヲ
神武天皇祭	四月三日 此日ハ神武天皇崩御遊 ハシタル日ヲ祭ルム

神嘗祭	十月十日 此御祭ハ主上伊勢太神 宮ヲ遷拜アソビス日ナリ
秋季皇靈祭	秋分 此日ハ春季皇靈 祭ニ同シ
天長節	土月三日 此御祭ハ今ノ主上ノ 御誕主日ナリ
新嘗祭	土月廿三日 此日ハ新嘗祭ノ神ニ奉リ 又新穀ヲ忍上ル祭ナリ

右ノ日ハイツレモ國旗ヲ出スベシ
諸役所トモ休暇ニシテ正シキ
朝廷ノ御儀式ナレハ謹ンテ此御祭
日ヲ祭ルベシ

(四) 十四年日曜日表

一月	二日 九、十六、廿三、三十、	日曜	月曜	火曜	水曜
二月	六日 十三、二十、廿七、	木曜	金曜	土曜	是ヲ
三月	六日 十三、二十、廿七、	七曜ト云フ諸役所共大はハ			
四月	三日 十、十七、廿四、				
五月	一日 八、十五、廿二、廿九、				
六月	五日 十二、十九、廿六、				
七月	三日 十、十七、廿四、廿一、				
八月	七日 十四、廿一、廿八、				
九月	四日 十一、十八、廿二、				
十月	二日 九、十六、廿三、三十、				
十一月	六日 十三、二十、廿七、				
十二月	四日 十一、十八、廿五、				

五 毎年大陽曆の略解

大 一三五七八十二

小 二四六九七

大の月ハ三十一日
小の月ハ三十日
二月平年廿八日

一月一日ハ 毎年冬至より十日目ハ

十一月目あり

小寒ハ 毎年一月の五日ハ

六日あり

節分ハ 毎年二月の三日ハ

四日あり

春分ハ 毎年三月の廿日ハ

廿一日あり

彼岸ハ 毎年三月十七八日ハ

九月廿日ハ廿一日あり

八十八夜ハ 毎年五月の一日ハ

二日あり

夏至ハ 毎年六月の廿一日ハ

廿二日あり

小暑ハ 毎年七月の七日ハ

八日あり

冬至ハ 毎年十二月の廿一日ハ

廿二日あり

○一年ハ通例三百六十五日閏年ハ三百六十六日なり○如時ハ春分より夏至に至るを春と一夏至より秋分までを夏とし秋分より冬至までを秋と一冬至より春分までを冬と一○一日ハ二十四時なり夜の十二時より昼の十二時までを午前と一ひ昼の十二時より其夜の十二時を午後といふ

六 全国戸籍表の略 明治七年 一月一日 御調

皇族 三十二人

華族 二千八百九十一人

士族 百八万三千二百六十二人

卒族 七千二百四十六人

僧家族 十九万八千四百三十五人

舊神官 八千九百十四人

尼家 七千六百八十人

平民 三百五万四千八百八十八人

樺太人貢 二千三百七十四人

惣計 三千三百六万五千六百七十八人

前年より 増高

男 十五万八千七百九十人

女 十六万六千二百一十一人

合テ 三十二万五千三人

但し 十四万八千七百九十三人 全く増數なり

七 郵便規則略

書狀之部	壹封目方二匁迄	府内一錢 國內二錢
	全四匁迄	府内二錢 國內三錢
新聞之類	壹号目方六匁迄	府内一錢 國內一錢
	二号以上一匁迄	府内一錢 國內一錢
書籍	目方八匁迄	二錢
	全十六匁迄	四錢
別配	東京府内 未引外共	十錢
	一等郵便 局有之地	八錢

右ノ割合ヲ以テ府内ニ匁毎ニ一錢ヲ増シ
國內ハニ匁毎ニ二錢ヲ増スベシ

右ノ割合ヲ以テ目方十六匁マデ
毎ニ二錢ノ増ス

定時刊行物ハ目方四十八匁迄ニ
限ル其外ハ書籍ニ同シ

右ノ割合ヲ以テ目方八匁迄毎ニ
二錢ヲ増ス府内限リハ半減

府内五厘
國內一毫

達

二等郵便局 五錢
有之地

三等郵便局 三錢
有之地

一郵便局無之地ハ差出ス郵便物
ハ一封ニ付一毫ノ増税ヲ拂フベシ

書狀ヲ差出ス方ニテ郵便切手
ヲ張ラアルキハ届先ニテ二倍ヲ
拂フベシ

一大切ノ郵便物ハ定税ノ外一封ニ付
六錢ノ切手敷料ヲ切手ニテ張リ
未ニテ書留ト記レ郵便局へ渡シ請
取フトルベシ之ヲ書留トイフ

一 至急用ノ時ハ未ニテ別配達ト記ニ
定税ノ外上ニ記ス別配達ノ材ヲ
切手ニテ張ルハ此手續ヲ為サ、ル
者ハ皆平常郵便物ノ取扱ナリ

一 総テ上木ノ書物印刷レタル直段
書或ハ興文寫真繪又本業品ノ
見本等同業へ送ル分開封ナレハ
上ニ記スル割合ニテ輸送ス寫真ハ
紙取ニ限ル且一箇ノ目方二百目ヲ
限ル

八 郵便爲換

金五圓迄	五錢	全拾圓迄	八錢
金廿圓迄	十二錢	全三十圓迄	十五錢

○爲換ハ日マ午前十時ヨリ午後四時
迄○爲換一枚ノ高三十円限リノ

事○為換ノ事ニ付郵便局或ハ驛
 通局へ差出ス書状ハ無税ナリ
 為換相渡返却期限ハ三月
 ○東京市内金子入書状ノ往復ヲ
 開キ其配達料ハ規則第七十七節
 金子入書状送送料ノ内二十五里
 以内ノ半數ト定ム但レ配達ノ後
 ハ内國通運會社ヲシテ取扱ハセ
 候ニ付遠國ノ分ハ各地差立定日
 ニマツトメ東京内ハ受附ノ翌日配
 達相ナルベク事

九金子入書状賃錢

金高	五圓	拾圓	二十圓	三十圓	五十圓
東京内	一匁	二匁	三匁	四匁	五匁
葦原内	三匁	四匁	六匁	八匁	十匁
五十里内	四匁	五匁	六匁	七匁	八匁
百里内	六匁	七匁	七匁	十匁	十匁
百里内	八匁	九匁	十匁	十匁	十匁
音内	十匁	十匁	十匁	十匁	十匁
音内	十二匁	十四匁	廿一匁	廿八匁	卅五匁
音外	十五匁	十八匁	廿六匁	卅六匁	卅五匁

一金子入書状 其封印ヲ註シ
 于受取渡スベシ故ニ差出ス者
 ハ必ス封目ハ三ノ以上ノ印ヲ
 押スベシ
 一郵便局與之地へ差出ス時ハ別ニ
 三匁ノ配達料ヲ加フベシ

十通運會社金子送送料

金高	五圓	拾圓	二十圓	三十圓	五十圓
凡五十里以内	三匁	四匁	六匁	十匁	十匁
凡五十里以内	四匁	五匁	七匁	十匁	十匁
凡百里以内	六匁	七匁	十匁	十匁	十匁
凡百五十里以内	八匁	九匁	十匁	十匁	十匁
凡二百里以内	十匁	十一匁	十匁	十匁	十匁
凡三百里以内	十二匁	十四匁	二十匁	三十匁	三十匁
凡三百里以外	十五匁	十八匁	二十匁	三十匁	三十匁

一金五若圓以上八百圓ノ割此百
 圓ノ量目ヲ五十目ト積リ之
 ヲ越候分ハ其過目十匁迄
 毎ノ賃錢相増候

但シ金子入封物ノ義ハ右通目ノ貸受不申候

○金子過目十匁迄ノ増賃

二十五里以内	壹匁	五十里以内	一匁五厘
百以内	二匁	百五十里以内	二匁五厘
二百以内	三匁	三百以内	四匁
三百以外	五匁		

一公債証書為替手形ハ通貨ノ

賃十分ノ二申受候事

但シ五十四以下ハ五十四ノ賃以上
 八十四ノ割且百四ノ量目ヲ十匁
 卜積ノ過目ハ右十匁以下十匁迄
 ノ賃申受候事

⑩ 同物貨運送賃表

壹貫目付	七匁	十里以内	余十里以下 十里迄
百目迄	二匁五厘	五厘	五厘
余百目以下 百目迄	五厘	五厘	五厘

造立駄荷四十貫目迄十里以内

一圓八十錢 余四貫目毎ニ
 十八錢

同配達料

通貨物 貨賃

五十圓迄	一貫目迄	一匁
百圓迄	五貫目迄	二匁
三百圓迄	十貫目迄	三匁
五百圓迄	二十貫目迄	四匁
七百圓迄	三十貫目迄	五匁
千圓迄	四十貫目迄	六匁
千四以上百 四迄毎ニ		五厘
	四十貫目以上 千貫目迄毎ニ	一匁五厘

○但シ長尺嵩物箱類等別段
 手数ノ品ハ一割以上五割迄ノ増
 申受候事
 ○破損シ易キ品ハ別段御引合
 申候
 ○届先御取調ハ十五ヶ月限リニ
 定候事

電信賃錢畧表

電信局	和文 <small>片假名十字</small>	横文 <small>二十語</small>	和文 <small>ハ</small>
東京府内	五	十五	仮名廿字
横濱 <small>東京ヨリ</small>	七	廿五	横文ハ廿
小田原	九	五十	語ヲ以テ
沼津	九	五十	一音信ト
静岡	十一	五十	定メ廿字
濱松	十二	五十	廿語以下
豊橋	十三	五十	トイヘ一
名古屋	十五	一圓	音信ノ料
岐阜	十七	一圓	ヲ拂フヘシ
彦根	十九	一圓	○東京大
大津	廿一	一圓	坂下ノ
西京	廿一	一圓	各局ハ和
大坂	廿三	一圓五十	文音信
堺	廿五	一圓五十	五其共

神戸	廿五	一圓五十	十字毎
姫路	廿七	一圓	ニ半價ヲ
岡山	廿九	一圓	増スヘシ
尾道	卅一	一圓	○東京ヨ
廣島	卅三	一圓	リ横濱ヲ
山口	卅五	一圓	テハ和文
赤馬関	卅七	一圓	二音信七
小倉	卅八	一圓五十	其共ハ
福岡	卅九	一圓五十	十字毎ニ
佐賀	四十一	一圓五十	半價ヲ増
久留米	四十三	一圓五十	ス
熊本	四十五	一圓五十	○横文ハ
佐敷	四十七	一圓五十	東京中一
鹿兒嶋	四十九	一圓五十	音信十五
長崎	四十三	一圓五十	其共ハ

北海道賃錢表

電信局	和文	横文	十語毎ニ
東京ヨリ 宇都宮迄	八 匁	廿五 匁	半價ヲ増ス
白川迄	十一 匁	五十 匁	○海外ハ
福島迄	十四 匁	五十 匁	一音信ノ
仙臺迄	十七 匁	一 圓	賃 匁 局 費
一ノ関迄	二十 匁	一 圓	トモニドル
盛岡迄	廿三 匁	一 圓	其余ノ十
青森迄	廿八 匁	二四 匁 五 匁	語 毎 半
松前迄	卅三 匁	二 圓	價ノ増ス
箱館迄	卅三 匁	二 圓	○書留音
森 迄	三十六 匁	二四 匁 五 匁	信ノ通常
長方里迄	三十九 匁	二四 匁 五 匁	音信ノ半
室蘭迄	四十二 匁	二四 匁 五 匁	價ヲ増拂
札幌迄	四十五 匁	二四 匁 五 匁	ノベシ
小樽迄	四十八 匁	二四 匁 五 匁	○和文宿

○中仙道賃銭表

電信局	和文	横文	所名宛ト
東京ヨリ 浦和迄	七 匁	廿五 匁	七十年四
熊谷迄	九 匁	五十 匁	月十四日ヨ
前橋迄	十一 匁	五十 匁	リ遠近ニ
高崎迄	十一 匁	五十 匁	均ニ一通
上田迄	廿三 匁	七十五 匁	二五 匁 ノ
直江津迄	十四 匁	一 圓	持文字數
柏崎迄	十七 匁	一 圓	ニ應ル代
出雲崎迄	十九 匁	一 圓	ヲ拂フベシ
新潟迄	廿一 匁	一 圓	届賃ニ

○岡山分局ヨリ高知迄

九 亀	九 匁	五十 匁	里以内ハ
高 松	十一 匁	五十 匁	一通毎ニ
松 山	十三 匁	五十 匁	一匁五厘
德 島	十三 匁	五十 匁	ナリ
宇和島	十三 匁	五十 匁	○二里以

高知 十三兆 五十兆 外八郎

○大分ヨリ鹿兒島迄

延岡 七兆 廿五兆 便ニテ

宮崎 九兆 五十兆 宙クハ

鹿兒島 十一兆 五十兆

○東京ヨリ甲州迄

八王子 七兆 廿五兆

甲府 九兆 廿五兆

電信局 舊日二月ニ増加レ大抵
電信ノ到ラサル處ニレト駐モ
右ノ割合ナレバ之ヲ略ス

改正府縣表

府縣名	府縣位地	東京ヨリ 里程	管轄
應名	武藏島郡	起算	武藏郡
東京府	武藏島郡	起算	武藏郡
京都府	山城郡	百三十一里	山城郡
大坂府	攝津郡	百四十四里一	攝津郡
神奈川縣	武藏島郡	八里十八丁	武藏郡

府縣名	府縣位地	東京ヨリ 里程	管轄
兵庫縣	兵部郡	百五十四里七	兵部郡
長崎縣	肥前郡	三百四十四里廿	肥前郡
新瀉縣	越前郡	八十九里九丁	越前郡
埼玉縣	武藏郡	六里四	武藏郡
群馬縣	上野郡	二十六里十	上野郡
千葉縣	下野郡	七丁	下野郡
茨城縣	常陸郡	三十九里廿九丁	常陸郡
栃木縣	下野郡	三十四里五尺	下野郡
堺縣	和泉郡	二百零七里十六	和泉郡
三重縣	伊勢郡	丁十六間二尺	伊勢郡
愛知縣	尾張郡	丁二十三間	尾張郡
靜岡縣	駿安郡	四十六里十三丁	駿安郡
山梨縣	甲斐郡	三十五里十七	甲斐郡
滋賀縣	近江郡	百廿八里十丁	近江郡
岐阜縣	美濃郡	百三十三里	美濃郡
長野縣	信濃郡	五間五尺	信濃郡

福岡縣	愛媛縣	高知縣	徳嶋縣	和歌山縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	島根縣	石川縣	山形縣	秋田縣	青森縣	岩手縣	宮城縣	福島縣
筑前長門郡 前福岡	豫松山	佐高知	阿名東郡 波徳嶋	伊和哥山	防山口	安沼田郡 藝廣島	備御野郡 前岡山	雲松江	加石川郡 賀金沢	羽村山郡 前山形	後秋田郡 後秋田	陸津輕郡 奥青森	陸岩手郡 中盛岡	陸宮城郡 前仙臺	若信夫郡 代福島
二百一十里十六 丁四十間一尺	八丁五十七間	丁至七間五尺	二百三十三里 三十三丁二間	丁四十六間五尺	七丁四間一尺	二百零八里 甲至五間五尺	百八十里三 九十四間	丁廿五間五尺	百七十里十七 丁甲七間五尺	九十九里三丁 十九間四尺	百四十九里三 十三丁二間	百九十一里二 丁四十一間	百四里十六 丁三十四間	九十五里廿八丁 三十六間	七十里二十九丁 三十二間二尺
豊前郡	伊豫郡	土佐郡	肥後郡	肥伊七郡	長門郡	備後郡	備前郡	備前郡	備前郡	備前郡	備前郡	陸奥郡	陸奥郡	陸奥郡	陸奥郡

大分縣	熊本縣	鹿兒島縣	沖繩縣	開拓使
豊大分郡 後府内	肥後郡 後二本	鹿兒島郡 鹿兒島	琉中山 琉首里	石札根郡 石札根
二百三十三里 三十二間二尺	二百三十三里 三十七間五尺	二百六十八里 三十六間二尺	六百七十八里 三十四間	三百六十八里 十丁四十八間
豊後郡	肥後郡	日向郡	琉球全島	北海道

十三 違式註違條例改正

- 一 條 違式の罪を犯す者、其罪状より少くも、
可及多かり多かり、贖金を追徴せ
- 二 條 註違の罪を犯す者、其罪状より少くも、
七十文より多かり多かり、贖金を追徴せ
- 三 條 違式註違の罪を犯し、無力の者ハ
賣渡せらるること、左の如し
- 一 違式懲役 八日より少かり、
十五日より多かり、
半日より少かり、
七日より多かり
- 一 註違拘留 七日より多かり
- 四 條 違式註違の罪より、取去る物品、贖
金を科するの外、別な没收の申渡を為さし
- 五 條 違式註違の罪を犯し、人、損
失を蒙り、むらび、時、先づ其損失
に當る贖金を出さし、の復し備
金を命ずる

違式罪目

- 六 違式の罪目、其罪を犯す者、
其罪状より、減等して註違の贖金

條 遺物を盗取し、竊取の罪目を犯すと雖も重きい加計して違式の償金を遺物より其犯を処して輕き止む可責して放免する事あり

七條 質造の飲食物并に腐敗の食物を知りて販賣する者

八條 明治十一年六月廿一日削除

九條 香画及び其類の諸品物を販賣する者

十條 病牛死牛其他病死の禽獸を知りて贖賣する者

十一條 身體へ刺續せるもの

十二條 男女入込の湯を渡せざる者

十三條 乘馬して猿不馳驅し又ハ馬車と疾驅して行人を觸倒すもの但殺傷するハ此限ふあらざらん

十四條 外國人を無届ふて止宿せしむるもの

十五條 外國人を私に雜居せしむる者

十六條 町火消馬人足共町々普請會費的地組合連の者を雇ふ事不故障する者

十七條 夜中無燈の馬車を以て通行するもの

十八條 人家稠密の場所ニ於て妻リ工火技と玩わ者

十九條 火事場ニ關係なしに乘馬せしむる者

二十條 十二年三月廿三日削除

廿一條 戲の注米の常燈臺を破毀するもの

廿二條 裸体又ハ袒膊し或ハ股脚を露し醜体をなす者

廿三條 通行留の揭示ある道路橋梁河堀等を犯して通過しむる者

廿四條 明治十年三月三日廢せらる

廿五條 男女相撲并は蛇遣ひ其他醜体を見せ物を出せしもの

廿六條 廿二條の如き見若敷醜体をして乘馬するもの

廿七條 川端下水等へ土芥瓦礫等を投棄し流遣を妨ぐる者

廿八條 十二年三月二十二日削除

註違罪目

廿九條 狹隘の小路を馬車うて馳走せる者

三十條 夜中無燈して諸車を挽き及び乘馬する者(但し陸海軍の諸兵非常の警戒の時ハ勿論軍隊伍を組夜陸行し及び定例あり徽章の帽服を着用する軍騎士並に隊員あり)

三十一條 明治六年三月三日廢せらる

三十二條 斟酌なく馬車を疾駆せしめて行人へ迷惑を掛る者

三十三條 人力車挽及び馬車の御者馬丁等のもの強て乘車を勸り過言等申掛る者

卅四條 他人の園中の花實を取り食ふ者

卅五條 馬車及び人力車若車を往來し置き行人の妨をなし及牛馬を街衢横行を妨る者

卅六條 禽獸の元をる者或ハ行穢の者を往來等へ投棄する者

卅七條 湯屋渡世の者戸口を明放ち或ハ二階へ見隠簾を垂まざる者

卅八條 居室前掃除を怠り或ハ下水を浚はさる者

卅九條 婦人をして謂きなく断髪する者

四十條 荷車及び人力車行達の節行人へ迷惑を掛し者

四十一條 下掃除の者蓋なき糞桶を播送する者

四十二條 旅籠屋渡世の者止宿人の名を記載し或ハ之を届出さる者

四十三條 往來筋の号札又ハ人家番号名札看板等を戲し破壊する者

四十四條 喧嘩口論及び人の自由を妨け且つ驚愕を起し噪鬧をなす出せし者

四十五條 往來常燈を戲し消滅する者

四十六條 疎忽し依り人汚穢物及び石礫を抛棄せし者

四十七條 田圃種藝の道なき場を通行し又ハ牛馬を牽入る者

四十八條 明治六年七月十五日廢せらるる市中往來筋小於て便所小非ざる場所へ小便する者

四十九條 市中往來筋小於て便所小非ざる場所へ小便する者

五十條 便所小於て往來筋小於て切弊小大小便する者

五十一條 荷車及び人力車等を並へ挽きて行人を妨げし者

五十二條 誤て牛馬を放ちて人家小入し者

五十三條 犬を飼ふ及び戯ふ人は吠まざる者

五十四條 十三 四月十二日削除

五十五條 群小乗し戲小車馬往來の障礙をなす者

五十六條 格子を擦り或は掃帚を撃ち徒らに顔面を出し往來を礙し嘲哂する者

五十七條 牛馬の繫方を忽し他人へ妨害をなす者

五十八條 遊園及び路傍の花木を折り或ハ植物を害する者

五十九條 制禁の場所にて竹木を伐り魚鳥を捕る者

六十條 道傍又ハ人家小於て強て合力を申掛け或ハ押賣する者

六十一條 男子して女粧し女子して男粧し或ハ奇怪の扮飾を爲し醜体を露する者但し俳優歌舞伎等ハ勿論女の着袴する者ハ此限をあらはさず

六十二條 牛馬其他諸獸の死せる者皮を定めたる場所外小於て剥取る者

六十三條 殺した獲物を糞尿又ハ竹木小繫まき或は遺棄を妨る可き處小泊する者

六十四條 明治十三年七月五日削除

同六條 制限の背りたる後して川筋を往來する者

註違 本七條 官林官園及び公園等に掲示する禁條を犯す者

同六條 削除

同六九條 傳染病豫防の爲まる諸定規小違背する者

同七十條 河海岸石垣等へ棹を突入せし夜を繋ぎぬる者

同七二條 猥りに附會揚言して新聞紙を賣り歩行する者

同七三條 菓子其他の物品を賭當業をなす者

同七四條 神社仏閣又は他人の家屋燈籠等へ天書及び張札を懸けたる者

同七五條

同七六條

同七六條 神田玉川両上水取給禁條二違背するモノ(十二年追加)

第三十條 夜中無燈云々但書追加 但書燈アル場所ハ此限ニアラス

五 煙草税

營業税

煙草卸賣 金十圓

全 小賣 金五圓

營業鑑札 一枚三付 金二十錢

出賣及仕入鑑札 全 金十錢

十五 製造煙草印紙税

煙草代價 五支以下 印税五厘 但長印紙

同 十支以下 印税五厘

同 二十支以下 印税一錢

同 三十支以下 印税二錢

以上概て之小準し印税増加をへし葉煙草ハ概て印紙を用るに及るを

十六 諸車税 但し東京府

馬車三疋立以上 二年 金三四

同一疋立 月 金二四

荷積馬車 月 金一四

人力車二人乗 月 金二四

同壹人乗 月 金一四

牛車 月 金一四

荷積大七六八 月 金一四

○同中小車 大六以下 金五十銭

○自轉車 金一円

無税

○陸海軍省軍事用車

○耕作一途不用る荷車

育以前の新聞七月以後の破壊は全年分納税六月以前の破壊七月以後の新聞は半年分納税

船税

日本形百石積ニ付 一ヶ年 金一円

蒸氣船積百噸ニ付 一ヶ年 金十五円

西洋形 積百噸ニ付 一ヶ年 金十円

風帆船 積百噸ニ付 一ヶ年 金十円

解漁船 海川通船 軸より艦迄長三間迄 二十銭

訴訟用野紙用方

第一金穀の類 十六行十五字詰なり

金十円 以下 壹枚一匁

米五石 以下 壹枚一匁

雜石十石 以下 壹枚一匁

金百円 以下 二匁

米五十石 以下 二匁

雜石百石 以下 二匁

金五百円 以下 三匁

米百五十石 以下 三匁

雜石五百石 以下 三匁

金千円 以下 四匁

米五百石 以下 四匁

雜石千石 以上 五匁

人事の類 家督養子産 壹枚 人事の訴訟 一匁六厘

土地建物の類 地所境界建家 一匁四厘 一匁四厘

雜事の類 以上三条より均らざる 一切の訴訟をふ 一匁二厘

文通の類 原被告人の呼出状其 外原被告人の文通 五厘

同裁許状野紙

第一金穀の類 壹枚十六行十五字詰なり

金十円 以下 壹枚二匁

米五石 以下 壹枚二匁

雜石十石 以下 壹枚二匁

金十四 以下 壹枚二匁

米五石 以下 壹枚二匁

金百四
米五十石
雜石十石
以下 壹枚三匁

金五百石
米二百石
雜石十石
以下 四匁

金千四
米五百石
雜石十石
以下 五匁

金千四
米五百石
雜石十石
以上 六匁

人事の類 壹枚 三匁二厘

土地并建物類 同 二匁八厘

雜事の類 同 二匁四厘

○評正申裁判所より原告被告人呼出費用
ある算紙及び裁許状算紙員數の定
償の内者より三日の内へ裁判所へ
辨納せよ

出訴期限規則の畧

○貸借を始の何事をも勘弁を加へ
出訴と見合ふはかりとてはるる久しき
間も受人証人の内或は死せし又は出
訴の者も有之不都合小付左の期限

内小出訴せらる者ハ自分にて条約を
取消せらる者と見做し受取るべき權利
を失ひ候事
但し、意味の大畧を云ふ

第一條 六ヶ月

- 学藝の授業料
- 旅籠料
- 商人互の賣掛金
- 運送賃
- 職人の手間代金
- 飲食料
- 日雇人の給料
- 手附金
- 水戸銭又棧敷代
- 請員金
- 藝者の揚代金

第二條 一ヶ年

- 醫師の診察及び藥料
- 授業師より門弟へ給與したる食料
- 商人より商人外の者へ賣掛代金
- 一ヶ年期迄の奉公人給料

第三條 五ヶ年

- 期限を定めたる貸附米金并利足

○同預ケ米金及び其利足共

○家屋及び土地の借貸

○物品の借賃又ハ損料

○一ヶ年期迄の奉公人給料

○期限が一年年金及び生涯の年金

○小作米金 ○證據金

○救金

○養育料 換約書中期限が三ヶ月
出訴の日を期限とする

官等及月給

一等ヨリ三等迄 勅任

四等ヨリ七等迄 奏任

八等ヨリ十七等迄 判任

但陸海軍警視官及檢事ハ
三等ヨリ九等迄 奏任

○一等 金五百圓

○太政大臣 金八百圓

○左右大臣 金六百圓

○參議 ○修史館總裁 ○長官

○議長 ○副議長 ○幹事 ○議

官 ○卿 ○大將 ○判事 ○開拓

使長官

○二等 金四百圓

○副長官 ○大輔 ○中將 ○全

權公使 ○判事 ○尚侍 ○次官

○三等 金三百圓

○議定官 ○少輔 ○大警視 ○

少將 ○監督長 ○軍醫總監 ○

辦理公使 ○判事 ○檢事長 ○

檢事 ○一等待講 ○一等待醫

○皇太后宮大夫 ○皇后宮太

夫 ○式部頭

○四等 金二百圓

○大書記官 ○監事 ○一等修

史官○中警視○大技長○大
佐○監督○軍醫監○藥劑監
○大醫監○大秘史○會計監
督○機關大監○大技長○總
領事○判事○檢事○二等講
醫○二等待醫○亮○典侍○
式部權頭○一等掌典○知事
○令○代理公使○一等驛進
官

○五等

金百五十圓

○權大書記官○一等秘書官
○二等編修官○權中警視○
大技師○權大技長○中佐○一
等副監督○一等司契○一等
軍醫正○一等藥劑正○大匠
司○裁判長○中醫監○中秘

史○會計副監○機關中監○
一等書記官○判事○檢事○
三等侍講○三等待醫○權典
侍○式部助○二等掌典○權
知事○權令○侍從長○二等驛進官

○六等

金百五十圓

○少書記官○二等秘書官○
三等編修官○少警視○少技
長○少佐○評事○二等副監
督○軍吏正○二等軍醫正○
二等藥劑正○馬醫監○中匠
司○少醫監○少秘史○主計
少監○機關少監○領事○二
等書記官○判事○檢事○四
等侍醫○掌侍○式部權助○
三等掌典○府縣大書記官○

三等驛遞官

○七等

金百圓

○權少書記官○四等編修官

○權少警視○少技師○權少

技長○大尉○權評事○監督

補○司契副○軍吏○軍醫○

劑官○馬醫○少匠司○大軍

醫○大秘書○大主計○大機

關士○判事○檢事○五等侍

醫○侍從○四等掌典○權掌

侍○府縣少書記官○獄司○

四等驛遞官

○八等

金七十五圓

○一等屬○一等掌記○一等

書記生○一等警視補○一等警

視屬○一等技手○中尉○大

主理○軍吏副○軍醫副○劑

官副○馬醫副○大師○一等

師○一等主理○中軍醫○中

○九等

金五十圓

○二等屬○二等掌記○二等

書記生○二等警視補○二等

警視屬○二等技手○少尉○

中主理○軍吏補○軍醫補○

劑官補○馬醫補○中師○少

軍醫○少秘書○少主計○二

等師○二等主理○少機關士

○判事補○檢事○侍從試補

○二級掌典補○二等取者○

推命婦○二等警部○二等訊官

○十等

金四十五圓

○三等屬○三等掌記○三等

書記生○大警部○三等警視

屬○三等監吏○少尉補○少

主理○軍吏試補○軍醫試補

○上等監護○樂長○少師○

掌砲上長○水兵副○本工上

○十一等

金四十圓

長○秘書副○機關士副○三

等師○三等主理○三等技手

○別事補○檢事補○醫員○

三級掌典補○三等取者○三

○四等屬 ○四等掌記 ○四等書記生 ○權大警部 ○四等警視屬 ○四等監吏 ○大錄事 ○四等師 ○四等主理 ○四等技手 ○四級掌典補 ○四等取者 ○四等記官 ○四等警部 ○二等書記 ○二等守長

○十二等 金三十五圓

○五等屬 ○五等掌記 ○五等書記生 ○中警部 ○五等警視屬 ○五等監吏 ○中錄事 ○五等師 ○五等主理 ○五等技手 ○五級掌典補 ○五等記官 ○五等取者 ○女孀 ○五等警部 ○三等書記

○十三等 金三十圓

○六等屬 ○六等掌記 ○六等書記生 ○權中警部 ○六等警視屬 ○六等監吏 ○少錄事 ○一等工長 ○一等書記 ○六等技手 ○六級掌典補 ○一等伶人 ○六等取者 ○權女孀 ○六等警部 ○六等譯官 ○四等書記

○十四等 金二十五圓

○七等屬 ○七等掌記 ○七等書記生 ○少警部 ○七等警部屬 ○七等監吏 ○二等工長 ○二等書記 ○雜掌 ○七級掌典補 ○二等伶人 ○內掌典 ○筆生 ○七等記官 ○七等警部 ○七等技手

○十五等 金二十圓

○八等屬 ○八等掌記 ○八等書記生 ○省掌 ○權少警部 ○八等警視屬 ○八等監吏 ○八等技手 ○三等工長 ○二等書記 ○八級掌典補 ○三等伶人 ○權內掌典 ○八等警部 ○六等書記

○十六等 金十五圓

○九等屬 ○大舍人 ○一等繕寫 ○九等書記 ○警部補 ○九等警視屬 ○九等監吏 ○一等捕部 ○四等工長 ○四等書記 ○九等技手 ○九級掌典補 ○四等伶人 ○九等警部 ○七等書記

○十七等 金十二圓

○十等屬 ○二等繕寫 ○十等書記生 ○警部試補 ○十等警視屬 ○二等捕部 ○五等工長 ○五等書記 ○十等技手 ○十級掌典補 ○五等伶人 ○十等警部 ○八等書記

○等外

○一等 金十圓
○二等 金八圓
○三等 金七圓
○四等 金六圓

月俸官等は照準せざるもの
左に掲く

○賞勲局長 ○同副長官 ○同
議定官 ○法制局長

以上勅任官より無勞

○修史總裁年俸金三千圓 ○

一等編修官同二千百圓 ○二

等編修官同千八百圓 ○三等

編修官同千二百圓 ○四等編修

官同千圓 ○一等掌記月給金

記迄順次二金五圓宛を減じ

八等掌記金十八圓下賜ふ

○元老院議長年給金六千圓

○同副議長同四千八百圓 ○

幹事同四千五百圓 ○議官同

四千圓 ○公使領事以下年俸

○二等官特命全權公使 金一

千圓より一萬五千圓迄

○三等官特命全

權公使 金一万三千圓迄 ○四

等代理公使 金一万千圓迄 ○五

等一等書記官 金四千八百圓迄

○六等 二等書記官 金三千八百

八百圓迄 ○四等 總領事 金六千五百圓

より五千五百圓迄 ○八等

副領事 金五千二百圓迄 ○官

領事代理 ○八等 一等書記生

金二千六百圓迄 ○九等 二等書

記生 金二千二百圓迄

但辦理公使臨時代理公使
被置候節辦理公使ハ三等

官特命全權公使の年俸臨時代理公使の代理公使の年俸ニ準ル

○判事年俸

○一等官判事金四千五百圓
○二等同四千三百圓○三等同三千五百圓○四等同二千四百圓○五等同千八百圓○六等千二百圓○七等同九百六十圓○八等同七百二十圓○九等同六百圓

○知事(令)月給

金二百五十圓

○推知事(權令)同

金二百圓

○陸海軍大將より以下各其次官に相當するの月給を給ふ○月給八月を前後二分ち新任十五日前よりある者ハ其全額を給ふ十六日後ハ半額を給ふ昇等増給も亦之ニ準ル○武官の月給八月割を以て給ふ○兼任

八月給の多き方ニ就く之を給ふ○病氣引ハ四十日間全額を給ふ其後ハ三分の一を給ふ○免職又ハ奉職中病死の者ハ其節の月給半額を以て勤續き一ケ年ニ宛て拜命以來の年數ニ乘して之を賜ふ

○官省諸局

○太政官

赤坂皇居内

○内閣 ○太政官 ○法制部
○會計部 ○軍事部 ○内務部

○司法部 ○外務部 ○賞勳局
○會計検査院 ○修史館

○元老院 祝田町

○外務省 寶田町二番地

○内務省 大手町壹丁目

内 ○勸農局 ○驛逾局 ○警視局
○地理局 ○戶籍局 ○社寺局
○土木局 ○衛生局 ○圖書局
○博物館 ○會計局 ○庶務局
○取調局 ○性復課 ○博覽會掛

○大藏省 大手町二丁目

内 ○租稅局 ○關稅局 ○商務局
○國債局 ○検査局 ○出納局
○造幣局 ○印刷局 ○常平局
○記録局

○陸軍省 有樂町二丁目

○総務局 ○人員局 ○砲兵局
○工兵局 ○會計局 ○近衛局
○士官学校 ○戸山学校 ○工兵方面
○教導團 ○軍馬本部 ○本病院
○裁判所 ○軍馬局 ○病馬院
○監軍本部 ○參謀本部 ○鑛 鑛

○海軍省 築地四丁目

○軍務局 ○會計局 ○主松局
○水路局 ○医務局 ○兵器局

○天海鎮中府 ○造船所 ○兵学校
○裁判所 ○東海水兵本營

○文部省 竹平町一番地

○東京大学校 ○大坂専門学校
○同外国語学校 ○師範学校
○女子師範学校 ○體操傳習所
○教育博物館

○工部省 溜池葵町

○書記局 ○會計局 ○検査局
○倉庫局 ○鐵道局 ○鑛山局
○電信局 ○工作局 ○燈臺局
○官營局

○司法省 八代洲町二丁目

○檢事局 ○刑事局 ○民事局
○大審院諸裁判所

○宮内省 赤坂御所内

○式部寮

○開拓使 出張所 芝公園内

○官省定額金

太政官 五十万圓

元老院 十八万四千圓

外務省 二十万圓

外国公使及領事館	八十二万千圓
内務省	百四万七千五百圓
大藏省	百八万七千五百圓
陸軍省	八百七万五千圓
海軍省	三百万五千圓
文部省	百八万千五百圓
工部省	五万五千五百圓
司法省	百六万五千圓
宮内省	三十四万八千圓
地租改正局	九万四百圓
開拓使	百六万零九百圓
警視局	百六万千五百圓
府縣	百零五万五千圓
驛遞局	百二十六万圓
二府各縣警察費	百零五万九千六百圓
神社費	十三万五千圓

府縣營繕未費 百六万零五百圓

④ 勸解願心得 并書式の畧

- 民事の訴訟ハ金額十圓以下
- 刑事の訴訟ハ懲役三十日以下
- 勸解を乞ふ者ハ訴状を作るに及むべし直ニ談廳ニ願出で其事由を陳述せざるを得べし
- 勸解ハ双方とも必キ本人自ら出頭をべし(但し疾病或故等ヨリて已を得ざるるときハ代人として親戚又ハ定りしる雇人を出さるべし)
- 凡そ民事ニ係るものハ金額多少事軽重ニ拘らざるを詞訟人の情願ニ任せ勸解をべし
- 無証據并小丁卯前の貸借出

訴規限過する者といへども勸解
すべき事

○凡そ裁判所の呼出を受ける者
疾病等の事故ありて遅参又は不
参する時ハ其事故を詳記し呼出
期限迄小其裁判所小届出べし
若し右期限を過て届出る又
ハ無届小て遅参不参するときは
裁判官小於て直小五匁以上十匁
以下の罰金を料をべし

○勸解を願しんとする者ハ左
の書式ニ倣ひ半紙一枚ニ折し認
め被告所轄の區裁判所の口詰へ
差出さべし其時ハ其御課より
罪紙を下けらる故小名前書を通
り認めて出さべし其時御掛りの姓

と番号を示さる故小扣所相待
ときハ御呼込小なるなり
代
人
なきハ委任状
を持参さべし

何町何丁目何番地
原告人 何之誰印
貸金簿カ
品物取戻カ
約定違戻カ
其外何々
元金何十円
利子金何円
合計金何十何円
被告人身分 何之誰印
明治何年何月日
但し二度目出願ニハ出さし及べし

願の筋御聞取被告への呼出状
を御渡し相成る時ハ早速被
告へ相渡し左の証を取る事
半紙一枚小認む

記
一御呼出状 一通
右正受取申候明何日何所區裁判
所へ我等より御状返納可仕候依
而受取証如件

何區郡
何町何丁目何番地
明治何年何月日
何之誰殿
何之誰印

右ハ原告方ヘ為念取置迄ナリ

○御呼出の日被告人不参セシ
ナレバ不参の旨を御係リへ上申
し不参ニ付御呼出願を左の通
認め訴所口へ差出さへし

半紙一枚ニ認む

第何千何百何十号
何の某殿御批リ

不参御届
御呼出願
被告入 何之誰印
右者本日延期(御呼出)當日不参仕
候ニ付明何日本人御呼出被下度
奉願上候以上

何町村何丁目何番地

年号月日 原告人 何之誰印

東京何區裁判所

判事補何之誰殿

○濟口小なりたる節ハ左の通

認め訴所口詰へ差出さへし

第何号

何區郡

某殿御係リ

何町何丁目何番地

貸金簿

原告人 何之誰印

品物取戻

勸解濟口御届

納定違變

何區郡
何町何丁目何番地

被告入 何之誰

私共何々之儀御勸解奉願御説
諭ニ基キ濟方相成候間此段御届
申上候以上

年月日

右 何之誰印
何之誰印

東京何區裁判所長

判事補何之誰殿

○西訴状の定則抄畧

○訴状ハ簡明確實ナリテ証拠と
なすべき事件を掲げ文飾冗長
ナラザルコトヲ注意し自己の想像
を以て踪迹なき事件を述るを
得べし○訴状ハ凡そ左の雛形の

順序不従ひ一行十五字詰め十六
行不認め二通を^レ出さ^レべ^レ

○訴状の末に署名する氏名ハ其
本人自々ら書さ^レべ^レ若し自書
る能もざる^レときハ其旨と氏名の
肩に記さ^レべ^レ○被告人の住
所裁判の八里距離の外に在る
ときハ其里数を被告人の氏名
の左側に記載さ^レべ^レ

○**答** 訴答文例の畧

○表紙書式

美濃紙、
大半紙を用う

年月日

何々之訴状

住所
身分
氏名

○訴状書式

何々之訴

標記云々

住所
身分
原告人 氏名

住所

身分

被告人 氏名

右原告人氏名申上候私儀

云々

年月日

氏名

住所

身分

代書人 氏名

某
御裁判所

○貸金催促の訴状

貸金催促の訴

住所
身分
原告人 氏名

住所

身分

被告人 氏名

一元金何圓

年月日貸附
年丹日期限

一 利金何圓 一年又ハ一月 幾分ノ判

合何田何十等 右証文の寫左の如し

借金証文

一金何圓

右云々

借主 氏名

証人 氏名

貸主名宛

右原告人氏名申上候云々

住所

身分 氏名 印

住所 身分 氏名 印

某

御裁判所

○ 賣掛代金淹滞の訴状

住所

身分 原告人 氏名

住所

身分 被告人 氏名

賣掛代金淹滞の訴

一金何圓

右賣掛の総高し御座候

但帳面ニ被告人の証文有之候

若証文なきは其全文と寫し

年月日

住所

身分 氏名 印

某

御裁判所

○ 答書の定則略

○ 被告人裁判所の呼出状を共

小原告の訴状を受取る時原告

人の陳述を承り所條理あらハ速に

熟議し原告人^{シヤウチ}の事を許諾セバ

鮮訟を請ふを得べし其時ハ熟

議鮮訟の答書を裁判所小差出

まべし○原告人の述る所非理

不實小して辨解をべき確証あらば其書類の全文を寫裁し次小非理の事を書とべし凡左の如し

○答書の式

住所
身分
被告人氏名

何々の答
右住所身分何之誰何々の儀訴出候ニ付今何日御呼出の御状拜見仕御答申上候私儀云々
証拠の書類あらば其寫と記載とべし

右之通御座候

年月日 氏名

住所
身分
代書人氏名

御裁判所

○對決前熟議解訟之答式

住所
身分
被告人氏名

何々の訴濟口の答
右住所身分何之誰何々の儀訴出候ニ付今何日御呼出の御状拜見仕原告人へ熟議濟方仕候趣申上候私儀云々

氏名

年月日 住所
身分

代書人氏名

前書被告人何之誰申上候趣熟議濟方仕候ニ付此對決の御裁判不奉願候

住所
身分

原告人氏名

住所
身分

代書人氏名

某
御裁判所

○上等及地方裁判所分轄表

買證文 ○諸品質入書入證文 ○請負証文 ○金錢約定証文 ○賣買約定証文 ○米並雜穀借用証文 ○賣買用諸品借用証文 ○借地証文 ○借家証文 金拾圓以上記載雇人請狀 ○諸敷

右、
金高十石未満ハ
 米五石未満ハ
 雜石十石未満ハ
 罪紙を用ゆ

金十石以上十石未満
 米五石以上十石未満
 雜石十石以上十石未満
 壹錢印紙

金廿四以上三十未満
 米十石以上十五石未満
 雜石廿石以上廿七石未満
 貳錢印紙

右幾許ニ至るとも之ニ準一印紙を増
 是也
 第三類

○諸酒切手

壹升未満ハ 罪紙ニ及ば

壹升以上 壹錢印紙

一斗以上 貳錢印紙

二斗未満 三錢印紙

以上幾許の高ニ至るとも之ニ準一
 て増加せべし

○食類切手

代廿錢未満 罪紙ニ及ば

二十五錢以上 壹錢印紙

二四五十錢未満 貳錢印紙

五圓以上 三錢印紙

以上幾許の高ニ至るとも之ニ準一
 て増加せべし

○米油醬油其外諸品切手

金高廿五錢未満ハ 罪紙ニ及ば

廿五錢以上 壹錢印紙

五圓未満 貳錢印紙

十圓以上
廿圓未満

三匁印紙

以上幾許の高に至るや之に準じて印紙を増加すべし

○爲替手形 ○荷爲替手形

金高五拾圓未満 罫紙₁及バ₁

五十圓以上

壹匁印紙

百圓未満

百圓以上

貳匁印紙

百五十圓未満

百五十圓以上

三匁印紙

二百圓未満

以上幾許に至るとも高に準じて印紙を増すべし

○荷物受取書

送状附添のかハ罫紙を用るる印紙貼用の判取帳へ記すべし

○雇人請状 ○養子一札の類

○其他約定書 金高記載 無之ハ

総て罫紙を用ゆべし

第一類帳簿

○金銭判取帳

○貨物通帳

○金銭當座預り帳

右附込見積高百圓未満ハ印紙ニ不及百圓以上百圓毎ニ一匁

第二類帳簿

○質物臺帳

○金銭一時借通帳

○諸品損料帳

○商賣品當坐借通帳

○金銭預り通帳

右百圓未満ハ印紙ニ不及二百圓未満ハ印紙五匁二百圓以上百圓毎ニ印紙五匁ヲ増シ

第三類帳簿

○諸品判取帳

右附込箇數ニ拘ら₁一年ニ付印紙二十匁

○總て印紙ハ證書を出る方₁貼用し其日前₁て調印をべし ○金判取帳へハ百圓ニ付き₁宛の割を以て印紙貼用し此附込何万何千円と記し置くべし

第九 街路取締規則

一條

凡て下水外に招牌標旗物干等
建設するを許さず

二條

街燈を建設するハ下水際より
一尺迄に限るべし

但し人道車道區別ある場所
ハ此限あり

三條

日除け張出し及び物品非列を
するハ下水際(人道車道區別ある
場)家屋土臺際より二尺迄
を限るべし

四條

使用せざる荷車諸車を置く場下
又ハ垣根等寄附往來の妨害を
おぼしむるハ街路に沿ふる地
に薪炭其他の物品を積置くと
し高さ九尺以下を限るべし

五條

但し軒先へ積出せざれば
左の諸件に於て其場の四面を
添へ設け所轄の警察分署へ願
出せしむべし

六條

二條の建設をせざる者
三條五條の場合に於て已むを得
ず制限外を及ぶ者

七條

街頭小於て荷拵又ハ木挽をせざる
んとせざる者
工事の爲め材木土石等を街頭に
置き或ハ板圍ひ足場等を設ける
家屋土臺等甲地より乙地へ引移
る爲め街路を通過する者
十三年三月取消

八條

樹木土石等運搬の節不得止
夜以上街路に停め置くとし
其旨巡行の巡查へ申告せしむ
但し夜中ハ通行人の衝突を
おぼしむる目ざるるを建置く
べし

九條

街路に沿ふたる地に竹木を貯ふ
る者ハ必し鎖鎖又繩索等を用
て嚴小之を纏繞し類作せざる
べし注意をへし

十條

家屋垣根等腐朽壞敗し又土石
の墜落せんとする危険の虞ある
ものハ速に修理又ハ改造せし
むべし

十一條

屋上又ハ檐端等小物品積載せ
るときハ墜落せざるや防禦を嚴
にせしむべし

十二條

三條四條八條九條十條十一條
の場合に於て通行の妨礙とな
るべきもの又ハ墜落の虞ある
者ハ直に取除けしむることある
べし

十三條

免許を得ずして床店設警張
を建設し又ハ人寄をせし通行を
妨ぐるべからず

十四條

諸荷物を負擔し休憩するハ路
傍に避け通行の妨とならば
べし

十五條

諸荷物を負擔し休憩するハ路
傍に避け通行の妨とならば
べし

十六條

諸荷物を負擔し休憩するハ路
傍に避け通行の妨とならば
べし

十五條 街路中央は佇立し或ハ小兒を
放歩せしむべからず

十六條 紙鷲を掲げ羽子をつき及び獨
樂採既弄して通行の妨げとな
るべきをせ

十七條 車馬道區畫中ハ(仮馬車道を
除く)車馬の外往來をなすべ
からず

利息制限法 明治十年九月十一日
太政官第六十六号

第一條 凡そ金銀貸借上の利息を分
て契約上の利息と法律上の利息とす

第二條 契約上の利息とハ人民
相互の契約を以て定め得べき

所の利息ふして元金百圓以下
ハ一ヶ年を付百分の二十即ち

二割百圓以上千圓以下ハ百分
の十五即ち一割五分千圓以上

ハ百分比十二即ち一割二分以
下とす若し此限を超過する分

ハ裁判上効なきものとし各其
制限を以て引直さしむべし

第三條 法律上の利息とハ人民
相互の契約を以て利息は高と

定めざる時裁判所より言渡を
所の者よりして元金の多少を拘

はらむ百分の六即ち年六分とい
はるべし

第四條 第二條より定限利息
の外総て人民相互の契約を以

て礼金俸利等の名目を用ゆる
者あるも総て裁判上効なきを

此と爲す

第五條 返還期限を違ふる時々
負債主より債主へ對し若干の

償金罰金違約金料料等を差出
るべき事を約定するをあると

し概して損害の補償と看做し
 裁判官は於て該債主の支費を
 受くる損害乃補償に不相當な
 りと思量せるときハ之に相當
 乃減少を為さざるを得る

④地券証書替印税

金二圓以下	壹 錢
金 二圓以上 百圓迄	十圓二付 五匁之割
金 百圓以上 二百圓迄	五十匁
金 二百圓以上 五百圓迄	壹 圓
金 五百圓以上 千圓迄	壹圓九五匁
金 千圓以上 二千圓迄	壹圓五十匁
金 二千圓以上 五千圓迄	二圓五十匁
金 五千圓以上 一萬圓迄	三圓七十五匁
金一萬圓以上	五 圓

但し家督相続済ハ金高小係に
 ち代給て 壹 匁

⑤結婚の諸規則

○華士族平民互の結婚を許す双方
 願小不及其時ハ戸長へ届出べし
 但し仮令相對熟談の上より
 とし双方の戸籍に登記せき
 る内ハ其効
 死き者とも

○婦人ハ嫁するは後ハ所生れ氏
 を稱す

○上下一般の人民妻を妻とかん
 ことを得べし

○次三男よりとも妻子撫育の目
 的ある者ハ妻を娶るを得る

○律例親屬相害條に揚載なき等
 親ハ結婚せるを得

○總て結婚せるを得ざるもの左
 の如し

一父祖の妻子孫ハ姉兄弟甥の
 妻妾及び養兄弟の妻妾

一喪ふ居て嫁娶をるを許さざり

一夫よして兩妻を帯とるを

許さざり

一無罪の婚を逐ひ女を嫁し或

ハ再び婚を迎るを許さざり

一最前の養子と婚儀未レハ整ハ

ざるも當養子小對レ養母其名

義を帯とる者

○他家の養女とかたをも結婚する

を得るうらざる者左の如し

一長男亡其妻一旦離縁更

先夫の弟と結婚するを得む

一家女の聲養子死を其家女を

他家の養女とし更小亡養子の

兄弟を迎へ結婚するを得む

○寡婦小て後夫を迎ふるを得む

る者

一其子戸主とありし時

一前夫の遺子ある時

○夫死亡せし日又ハ離婚を受し

日より三百日未満とざる時ハ再

婚するを得む

但し二人以上遺風の徴なきを保

証する者ハ此限小あり

○全戸他の管轄小移るも又元住所

小移るを得ず若し全戸移ると

元住所の籍不在を願ふ者ハ

其地の寄苗となし妨げあり

但し管轄内甲の區に入るの區小

移る如きも亦之小准む

○逗留ハ三府の如き人民輻湊の地

を除の外三日以上ハ戸長小届け

九十日以上ハ寄苗と稱む

○寄苗送籍の証ハ華士族神官僧
 尼ハ管廳より受ク其家族并ニ弟
 子及び平民ハ戸長より受ク
 ○寄苗届ハ準士族以上ハ本人兵隊
 ハ長子民ハ戸主備主受人より
 届をかき
 ○各地方寄苗の者諸願同等ハ其
 地方廳の規則ニ従ヒ或ハ郡
 區役場等ニ差出さるべし

家督相續の事

○家督相續ハ必ズ總領此男子と
 するべし若シ亡没癘疾等の事故
 有キバ次男三男又ハ女子ハ養子
 を迎へ相續せしむるも次男三
 男女子无キときハ血統のもの
 小相續せしむるも妨事あり

然キども故无ク順序を越ゆ
 べからば

人別認の順序

戸主	曾孫
高祖父母	玄孫
曾祖父母	兄弟
祖父母	大伯叔父母
父母	伯叔父母
母	甥姪
父の妾	従弟
妻	繼弟
戸主の妾	又従弟
子	兄弟姉妹夫妻
婦	大伯父母夫妻
子の妾	伯叔父母夫妻
孫	従弟以下夫妻

第六 五等親

一	父母。養父母。夫。子。養子。
二	祖父母。嫡母。繼母。伯叔父姑。兄弟姊妹。夫。父母。妻。妾。
三	姪。孫子。婦。曾祖父母。伯叔。婦。夫。姪。從父兄弟姊妹。異父兄弟姊妹。夫。祖父母。夫。伯叔父。姑。庶子。姪。婦。繼父。
四	高祖父母。從祖祖父母。從祖伯叔父姑。夫。兄弟姊妹。再兄弟姊妹。外祖父母。舅姑。前。夫。子。兄弟。孫。從父兄弟。子。外甥。曾孫。孫。婦。
五	妻。父母。姑。子。玄孫。

外孫 女婿

三 忌服令

忌五十日	父母 離別父母 生
服三月	夫 君
忌三十日	養父母 夫父母
服百五日	祖父母
忌二十日	曾祖父母 離別父母 祖父母妻
服九十日	兄弟姊妹 伯叔父母 孫子 祖父母
忌二十日	高祖父母 妻子女 養子女 嫡孫
服三十日	異父兄弟姊妹 父ノ異父兄弟姊妹
忌三十日	曾孫男女 從父兄弟姊妹
服七日	兄弟子 父異父兄弟姊妹
忌七日	七歳以下 者ハ父母
遠慮言	辛ノ子アル者
無服親	姪ノ子 伯叔ノ子 孫ノ子 兄弟姊妹 異父兄弟姊妹ノ子 玄孫 外孫

果喪

父母の忌終らぬ内は母の多うけらばときハ母死去の日より十三ヶ月五十日の忌を受て重き忌の内は輕き忌ありて其忌日終止ハ別小忌を受るる事ハ其ノ數を受くべし

聞喪

父母ハ國を隔て日月をへて受を聞とき聞日より始と其日より忌服を受け外親戚ハ聞日より残る日數の忌服を受くる日數をきて聞るときハ一日の忌を受くべし

第六 驛遞局預金并受取手續

○何身分を問ふは男女は均し
一人は付一ヶ年預け高三錢より
百圓まで且積年の預け高元利
合せて五百圓まで預け得べ
し
○預金利息は一ヶ年元金の六
分の事 十一年
改正
○二十錢以上錢まで預け得
ざる事

○最初預け金をなるとす
者ハ郵便局へ本人罷出貯金
御預り願書といへる刊行し
書面を申受け之ハ姓名宿所
職業等を記し調印をべし時ハ
より證人を立させざる事あるべし

○同志の者申合せ預け金を
せんとなるときハ其同志中一人
を総代とし其者より同志之者
貯金御預り願書へ調印して
差出さるべし

○最初預け金を為るときハ其
預け高月日并其筋役人の姓
名を記し且其小印及び官印を
以て証しする通帳を本人へ渡さ
るべし但し此通帳ハ預け金受取
渡の節證書と成るべき者故大
切小所持致さるべし此通帳ハ本
人自ら宿所姓名を記し實印
も印鑑の部へ式の通り相調は
るべし

○其後預け金の都度右通帳を
持参し前の手續を以て記載方

を申受くべし

○通帳の外小驛通局より預け金の都度預り証書を郵便まで本人の宿所へ遣ふべきは付之を其金受取戻す時の証據とし大切小所持致さべし

○本人の都合小より預け附の郵便局を轉し度者は是まで預け附る局へ罷出(貯金預け附役所移轉願書)差出さべし

○預け金高又ハ其内幾分を請取戻す時ハ預け郵便局小至り貯金受取戻願書)を申請け之小金高等と書加へ其局小托して驛通局へ差出さべし

○右の願書を出さ時驛通局の預り証書を郵便局へ返納し受取証書を受取るべし

○通帳も同時小差出し其筋役人の検査を受くべし

○請取戻願書驛通局小送るうしとハ令状を本人小相渡へし
○右令状到着せば本人請取証書と記し方部へ姓名を記し且實印を調して之を郵便局へ差出し之と引換ふ金高を受取戻さべし

○令状を郵便局へ差出さとき通帳を再び差出し検査を受くべし

○預り金の金高を請取戻すときハ元利まで悉皆渡すべし

ハ勿論と雖とも其幾分を
受取戻を時ハ元金の相渡を
儀と心得べし

○同志の者組合して預ケたる
金を受取戻以時ハ其總代壹
名にてハ相ならず最初差出
たる總名の證書連印を以て
べし若し其中死去或ハ出奔人
之あるときハ其親類又ハ後見
人代理人等之を受取り理ある
者の證書之あるべし此受取方
ハ不正なき旨を其親族朋友
ハ戸長副より証をべし然る時ハ
自餘の同志中にて之を受取得
べし

○請取戻ハ本人自分ハ限り拂
渡さざると雖も止むなき事故
はるときハ本人自筆トモ姓名と
記し調印の上兼て立置き
証人の添印をせし又病氣等
よて自筆を揮ひぐさく且實印
も調難き時ハ醫師の證書を
副て申立べし

○一家の戸主ハ非ざる者預ケ金
を為すハ規則の証人の外必
其家の戸主を証人と為さべし
預ケ金を受取るも初め願出
たるときと同様の証人之有る
べし

○預ケ金ハ何處の地なりとも
之を取扱ふ郵便局に於て受
取戻し得べし故小之を望む

者ハ預ケ附の郵便局へ罷出(他の郵便局)して受取戻願書と差出をべし其他の儀ハ總て平常受取戻し同様ふ之らるべし

○右の願書驛遞局へ達する時ハ甲乙符の令状を兩断し甲符の方を本人の宿所へ差遣をべきに付到着候り金子受取べき局へ持参し金子と引換べし受取証書認方等前ふ同し

○右令状と金子受取べき局へ持参候とき姓名族籍及び其文字の書き方追訊問之らるべきに付詳細相答申べし右訊問の答非瞭ならずる時ハ金子相渡さば儀と心得べし無筆心

て右の返答相成さる者ハ其地よ於て正しき証人相立て申べし

○利足ハ金拾圓を預くるハ一年は付六十錢六ヶ月は付三十錢一ヶ月は付五錢の利足を得べし

事 明治十二年改正

○利息八十錢以上ハ總て利息を相附る事

○預け金を為したる當月より六ヶ月以内は受取戻し時ハ利息を生ぜば七ヶ月に至るは預けたる當月と受取戻し本月とを除き五ヶ月の利足を拂ふべし然し共毎年六月十二月との證書書替の時ハ限り月の多少を計算して元金に組込むべし

○利足ハ毎年六月と十二月ヲ計
算一元金へ組込むべきは付六月
と十二月ハ廿日限り必通帳
及び預り証書を郵便局へ差出
るべし

○右計算の節ハ數通の預り証書
を一通の証書ニ書替致さるべし但
し本人の額の次第は依てハ望の數
ハ書替いさるべし

○通帳紛失の時ハ預り証書残
証と預り証書紛失の時ハ通帳
を証と書替の手續き致さるべ
し若し兩品共失ひ候節ハ最
正しき証人及び其戸長副の奥
印を以て願出べし

○総て預ケ金の件は付郵便局へ
往復致す書類ハ無税郵便の事
○毎日午前第九時より午後第
二時まで預ケ金取扱方致し候
事

右預り貯りも今々三府五港を
申さるは及ハ以縣下にも亦あり
或ハ這々其間にも相成其預け
請取等の手續も猶簡便なる
法も有らん安細其後所て問合
せ

◎建家書入質借用金の証

一金何百圓也

但利子ノ義ハ元金何四ニ付何程
毎月半日限納可申候

右者何郡區何町村何番地は有
之候拙者所持之建家別紙朱引
圖面之通り何番より何番まで
合せて幾棟今般貴殿に書入質
し致し書面之金山借用申出實
正也返済之儀者來ル何月幾

日限り元金何圓ニ付一ヶ月金何
程宛の利息並加ハ或ハ毎月無
相違返却可致候萬一相滞候
節ハ書入物賣拂速小返解可
致候且如何様變事出來候と
も借主ハ固より請人並償致
一貴殿ハ聊御損毛相拭申間敷
候尤外江書入等一切無之為
後日証書仍而如件

何町何番地

何年何月何日 借主 何之某 印

同上 請人 何之某 印

何之某殿

右拙者所有地上有之候建物

小相違無之候也

年号月日 右地主 何之某 印

右相違無之候也

印割

年号月

何之誰 印

平 建家賣渡証

建家賣渡証

何町區何町何番地内
一瓦葺二階造建家一ヶ所
間口何間
奥行何間
此坪何坪

代金何圓也

右別紙圖面之通我等所持之
建家前書之代價を以今般貴
殿 賣渡了金圓正一落手候
也此建家ニ付他も故障等
一切無之候万一異論申者有之
時ハ私共引受貴殿 聊御迷
惑相拭申間敷為後日賣渡證
如件

町村 年号月日 賣主 何之某 (印)

証人 何之某 (印)

何之誰殿

地主及戸長割印前の通り

〔平〕 建家賣買書入質規則

○自身の地所ある建物を賣渡し又は書入質となし者ハ其証文と図面小戸長の奥印割印を受くべし又借地建主在る建物の証文ハ地主の奥書を受くべし又戸長の奥印割印を受くべし
○買受人ハ自身又ハ代人を以テ戸長の役場ニ至リ以上の如ク手續をなせ下し若し此手續をなせざる証書ハ建物買受又ハ書入質たり通例の金錢借用小同其書面の引き方左の如し

書式 用紙美濃紙



唇へハ図の如ク朱引の建物を書入質となし者ハ第一番より第三番まで合せ三棟を書入質と為しことと証文に記入し四面と共小質取主ハ渡し置くべし(但し四面の寫一枚と戸長役場小出し置くべし)

書式

若し一枚の紙にて括き時何枚までも継ぎ合せ継目の裏ニ継目印を押さるべし



唇へハ図のごとく朱引の建物の小第一番第二番合せ二棟を書入質となしときハ其旨を証文に記入し他の建物ハ墨引にて書入質の外ありと記し圖と共小質取主ハ渡すべし(但し圖面の寫一枚と戸長役場小出し置くべし)

此懸洋敷何坪何合
此地價金何百何十何分何厘
年限中貸主方へ相渡置申候

右之地所^{シヨチ}地券^チ状^シ相添^シ今度^チ貴
殿へ^シ貸^シ地^シ相渡^シ前書^シ之^シ金^シ買
借用^シ申^シ處^シ確^シ正^シ也^シ年限^シ之^シ義^シ當
何年^シ何月^シ迄^シ何^シ年^シ迄^シ何^シ年^シ
ト相定^シ其^シ年^シ期^シ中^シ其^シ地^シ德^シハ不^シ殘
貴殿^シへ^シ取^シ立^シ地^シ租^シ區^シ入^シ費^シ等
貴殿^シより^シ御^シ勤^シ可^シ被^シ成^シ候^シ萬^シ一^シ期
限^シニ至^シリ受^シ受^シハ無^シ候^シ節^シハ御^シ規
則^シ之^シ通^シ地^シ券^シ證^シ書^シ替^シ地^シ所^シ共^シ御
引^シ渡^シ可^シ申^シ候^シ為^シ後^シ日^シ仍^シ如^シ件
但^シ一^シ家^シ作^シ建^シ具^シ等^シハ本^シ文^シニ相
毫^シウ不^シ申^シ候
住^シ所
三^シ日^シ日^シ 賃^シ入^シ主^シ 何^シ之^シ誰^シ 印
住^シ所
受^シ人^シ 何^シ之^シ誰^シ 印

何之誰殿

前書之通り相違無之二付
奥書割印致候也
右郡區町村
戸長
年月日 何之誰 印

地所書入証

地所書入借用金之証

一金何百圓也

此書入地
何国何郡何村
字何々地券第何号
一何地何反何畝歩
此地價金何十圓

右何之誰所持之地所書入致
一前書の金員借用申處實正
也期月之義ハ當何年何月より
向何年何月迄何ヶ年ト相定候
尤地租區入費共私方にて相勤め

利足之義ハ何程と相定毎月(或
八年何度)無相違納可申候
萬一期上至り返済不行届節
地所引渡候共又証人より
辨金致候共御貴殿へ御損
毛相掛申間敷候為後日證書
如斯候也

但し家作建物ハ本文よ筆り
不申候

書生 何之誰 印
住开

何之誰殿

右相違無之候也

右戸長 何之誰 印

印割
四三 地券預り証

何郡何郡區何早村何番地

一 間口何間
奥行何間

此坪数幾坪或ハ何反何畝
券金何百圓也 地券第何号

何府縣何郡區
何早村何番地主
持主 何 某

右誰所有之地所質地小請取
金何百圓用達候ニ付前書券
状壹通年季申借主誰方より
預り申候返金之節無相違相
戻可申候為後日依而如件

年月日 右預主 住开 何之誰 印

四二 地所規則畧

○借主より貸主へ地所と証文とを渡
し貸主其作徳米と以て貸金の利足
に充るを地所質入といふ○貸主へ地所
引當の証文のいと渡し借主よ作徳
米と取扱ひ貸主小其幾分を利足
に充て又ハ金を以て拂を書入といふ○

地所質入ハ地券を相渡し年限を三年より永くせむべし○書入ハ地券を渡せし及ばぬ年限も双方の相對にべし○質入の地所ハ金主方より其地所耕作致を答ふ付地租諸役とも金主より相勤め書入の地ハ地主より相勤めべき事○書入質入證文ハ必し戸長の奥印并ふ割印を取らるべし○無之ものハ裁判上證據ニ相ならぬ○質入書入の地所期限小至り相談の上地所を引渡せしきハ旧地主其地券の裏ニ金主へ引渡せべき旨相認め其地の戸長加判の上地券書替可願出事○遠方の地所を質入取り候節其現地の町村へ金主の名代人相定地租諸役とも差支なく相勤むべし

④借用金之證

一金何圓也

右者無據ヨクコト要用ニ付書面之金圓借用申出實正也返濟セ之儀來何月幾日限り元金何圓ニ付一ヶ月金何程之利分相添或は毎月幾日元利共無相違可致返濟候方一及遲滯候ハ証人引請

此度可致返辨候為後日借用證書仍而如件

何郡區何早村何番地

士族平民

年月日

借主

何之某

証人

何之某

何之誰殿

⑤預り金之証

一金何圓也

右之金子正ニ預り候處實正也尤流用致候約條ニ付元金拾圓ニ付一ヶ月金何錢宛の利分毎月幾日限り相渡可申本金御入用之節ハ何時ニも相渡可申候為後日預り金証仍而如件

年月日

町所番地

預主

何之某

証人 何之某 印

何之某殿

○手附金之証

一何品

幾個或ハ幾品

此代價金何程

右之金圓にて賣渡(出来致し)候御約定より内手着金にて金何圓正ニ御預り申置候也来ル何月幾日迄ハ残金より替御渡し可申候若此期限経後迄候ハ我等方より進退致し手附金等返却不致候尤此品他方賣拂不申中ニ候ハ其節御熟議可申候也

年月日

何町

何之某 印

名宛

○代理委任状并規則の畧

拙者(拙者共)何々之事件ニ付何之誰を以部理代人(総理代人)と相定め拙者之名義にて左之權限之事を代理致させ候事

一何々之事

但し權限の次第を委し分条ニ記載をべし

右代理委任状仍而如件

年号月日

住所身分

何之某 印

後見人等ハ住所身分何某の後見人何の某と記をべし

○凡そ何人ニ限らむ己の名義を以て他人をして其事代理せしむるの權あるべし○代人ハ総理代人部理代人の別あり総理代人ハ其本人諸般の事務を代理せしむるのこゝにて部理代人ハ其時ニ其委任する部内の事務を代理せるを得る者とす○委任状ハ総理代人又ハ部理代人たる事及び其委任したる權限を明白ニ記載をべし

○雇人受状之事

何府縣

何國何郡區何町村何番地

何之某幾男幾女

何之某

何年何月生

右之者當何年何月より來ル何年何月迄壹々年之間何雇小差出一候義相違無之候給金之儀者金何程より取極め為取替只今右之内何程正不受取申候殘金之儀ハ追々當人申出次第直下御渡一可被下候且期限中御暇被下候狀或ハ子細有之當人より暇申受候節ハ御給金差引但一雇入の節 適宜に約定は當人引取可申候右之通約定仕候上ハ期限中誰身分三付てハ一切我等引請聊御迷惑相懸申間敷候為後日仍

而如件

但一世話料之儀ハ御規則

之通正より受取候也

何郡區何町村
何番地

何之某印

年月日

何之誰殿

○雇人受宿渡世の世話料ハ雇人雇人双方より給金高の五分は相渡一申べき規則なり○期限半季弟子ハ七年雇入ハ一年極のたべ一

店受狀

証

我等親類此誰義貴殿御店借用申処實正也店賃之義ハ一ヶ月何程之取極連月幾日限り無遅滞為相濟可申候萬一相滞候節者受人我等方不て相償可申候且右家御入用之

節ハ御沙汰次第早速為明渡可
申候第一

御上りの時々御布告堅く相
守博奕賭之諸勝負并賣女取
扱ハ勿論総て人寄事等無沙汰
ニ為致申間敷候假令親類候
共無御届止宿為致間布候其
他不限何事故障出来候ハ
我等引請貴殿一切御迷惑
相懸申間敷候若又受人住所
替致候狀他國へ旅行等の節
ハ早速御報知可申店受証書
依而如件

年月日

受人 何の某 印

家主 (兼記人) 店借主 何の某 印
何某殿

至 養子貰受一札

差入申一札之事

一貴殿子息誰儀今般我等養
子ニ貰受候處實正也然ル上
者尚後實子出生致候共跡
式無相違右誰江相讓可申候
為後日媒連印仍而如件

年月日 養父 何某 印

媒人 何某 印

貴親 何某殿

至 養子養女一札

差入申証書之事

一此誰と申者我等實子小御
座候処今度何之某殿媒を以
貴殿江養子小差遣候處實
正也然ル上ハ生長之上無取

戻候儀決して申入間布候萬
一無據証合出来候ハ實意を
以及頼談御承知之上取計可
申候為後日証書如件

年月日

實親 何之某印

親類代 何之某印

養親 何某殿

○差入申一札之事

貴殿實娘誰儀此度我等養
女ニ貴受候上者成長之後私
眼鏡を以聳を迎へ跡式不殘
相讓可申候若一無據事故有
之他家へ縁付候とも見苦敷稼
芋ハ為致申間敷候若右様の儀
有之候ハ何時成とも御引取
可被成其節ハ至リ養育料等

被是無心々間敷儀一切白間
敷候也

年月日

養父 何之某印

親類代 何之某印

何之某殿

書 爲替手形

記

一、金何百圓也

右者先般積送候何品幾個代
價之内此度某杜何某殿ハ為替
取組候間来ル何月幾日限り前
同人ハ御渡リ可被下候也

年月日

何國何所

何之某印

何國何港

何之某殿

美 送り状之事

一何品

何十箇

或ハ紙包ノ波紙包 此價何程
但一荷物一箇ニ付何十貫目

右者今般飛脚船何丸通運會

社江積送致輸送候間着港到

着次第御照查之上御領収可

被下候也

年号月日 何国何郡何
何之某印

何目何港何町何番地
何之某殿

⑤ 金銀受取

記

一金何拾圓也

右正ニ落手候也

或ハ確立領受ニ確立領受ノ確立
など誤り列あり一正ニ受取と
書下

月日 何某印

何之誰殿

⑤ 品物請取

記

一御書簡 一通

或ハ御封書一通

一何品 何許紙包

右正小請取申候也

或ハ點查の上正小収手ノ封の俵を
書下事あり

月日 何之某印

何之誰殿

或ハ御使中

⑤ 送替願

何府縣管下
何國何郡區何町村何番地住

何之某
当干支何年

妻トモ
当干支何年何月

右私儀為商業當地住居罷

在候處追々及老衰其上發病

業体准管依之何縣管下何國
何郡區何町村何之某事實子
の儀に付引取介抱可致旨申
候に付右何國へ引込申度候
間全戸御送籍被下度此段
奉願上候也

年月日

何之某印

○同

何府縣下何國
何郡區何町村何番地

何某娘

とれ

当千支何年
何月

右者此度何府(縣)管下何國何
郡區何町村何番地住居何府縣
士族(或平民)何之某ト縁組申
合候間送籍之儀奉願候以上

年月日

何縣何
何某印

〔六〕地券書替願表書

表書何某所有之地書今般何
某讓受候に付地券御書替
何某へ御渡し被下度仍而双
方連印奉願候也

年月日

表書

何之某印

新持主

何之某印

何郡區何町村
何番地主借

長

何之某印

〔七〕損札引替願

一金何拾圓

右者損し有之通用仕兼候間
御引換之程奉願候也

年月日

何之某印

〔八〕寄留送籍願

何郡區何町村
何番地

何某幾男

何某

何年何月生

右之者此度商法為出稼何縣
管下何國何郡何町村何番地
當何月より來何年迄何々年
之間寄留致度尤當時出入
懸合等一切無御座候間右寄
留送籍被下度此段奉願候
也

年月日

友兄

何之某印

三出板御届

版権と讀ふと云ハ出板
版権御届と記ス

一書名

何冊大繪圖カ
小まハ大小寸法

何年何月出板

右者私何誰著何之事と記
載(論述)致一切條例ニ背候
義無之候間今度(示談の上)

出板致一度此段御届申上候也

(猶版權免許奉願候也)

何府縣
族籍

年月日

著(訳者)何某印

住所

同

出板人何某印

住所

内務卿某殿

納本添書

一書名

何誰著

全部何冊

全部定價何圓

右ハ何年何月幾日出板御届
仕(板權御免許相成)候處今
般刺成_{コソセリ}付三部納奉仕候也

何府縣族籍

年月日

何某印

住所

出板條例畧

○圖書を著作し又ハ翻譯して出版せんとする者ハ出版前ハ其管轄廳を經由して内務省へ届出へし○版權を願ふ者ハ三十年間專賣の權を與ふべし○出版届版權願とも其所在の地方廳を經由して右の願書を出さへし○圖書刻成の上製本三部を納むべし○版權を得る者ハ免許料として六部の定價を納むべし○版權を得んとするものハ初めより版權を願ふべし

出產届

私妻儀今幾日午後何時出產男子(女子)出生仕候此段御届申上候也(名ヲ付テタル者ハ名ヲ書キ加フヘシ) 何某印 年月日

養子御届

何府縣管下士族(平民) 何之誰子(弟) 何之某 当何年何月生 相添此段御届申上候也 何郡區 何町村何番地 士族 何之誰印 年月日

同一例

何郡區何町村何番地 士族(平民) 誰子弟 何之誰 年齡

右誰義何府(縣)管下何郡區町村 何番地平民誰方へ養子差遣度 候間御送籍被下度此段奉 願候也

年月日 右誰父兄 何之誰印

隱居家督御届

私儀及老衰候ニ付隱居仕 幾男誰へ家督相續為致度候

間戶藉面御改被下度此段及御届候也

年月日

住开

何之某印

右寺ハ願書ニ致シテ是レ有之ベク
然レ今ハ士族ノ外ハ大抵届書ヲ
有ベシ

⑤ 改印御届

私寶印破損仕候ニ付改印仕候別紙印鑑相添御届申上候也

年月日

何之某印

別紙 印鑑 何之誰

⑥ 旅行御届

私儀何府(縣)管下何國何郡何村何某方迄無據要用有之候間

今幾日(ナリ)日数何十日之間御暇被下旅行仕度此段御届申上候也

年月日

何之某印

⑦ 止宿人御届

何府縣管下何國
何町村地名号住所
某幾月

何之誰

何年何月

右之者便宜ニ付私方ニ止宿為仕候此段御届申上候也

年月日

何之某印

⑧ 盜難御届

何年何月幾日表裏之戸口等夫々締リ相付一同他出致(打卧)一第何時頃歸宅之上目覺(一)家内ニ見廻(一)候處何

所を切破り(押外)盗賊忍入

其容貌并衣服類等を記し、其時ハ詳細ニ記載セバ算笥(何

處)の錠前を破り又引放ち

金錢衣類左の目録之通盗取

ら進候 若し盗賊の遺留物ありハ左の書式ニ照し別項ニ記

此段御訴申上候也

何郡區何町(村)何番地
何番賣(何府縣)
何族

何之誰(印)

年月日

被盜品目録

一金何百圓也

何田貨幣又ハ紙幣(新紙幣
太政官札等の款) 何枚

一羽織 何木綿(絹) 何枚

染色何々紋ハ何形縞ナリハ
其模様

一何品 何箇

盗賊遺留品 遺留品ハ盗難
罪ニ共ニモテ出スル

一 刀 一本

製造の荒増を記載セバ

一 何々

遺失御届

私義昨幾日何時頃所要有

之何郡區何町何番地何某方

へ罷越候處於途中別紙之通

取落候間此段御届申上候

也

年月日 何之某(印)

僕婢雇入届

何府縣管下何国
何郡區何町何番地
平民誰子弟

何之某 年 齡

右者本年何月より来何年何

月まで雇入候間此段御届申
上候也

年月日

何之某(印)

(美)

死去届

但し医師の容体書
を添へて出さるべし

私父誰義久々病氣の処養生
不相叶今幾日午前後第何時致
死去候此段御届申上候也

年月日

何某(印)

東京府ノ規則ハ医師ノ届書ト共
ニ區役所又ハ戸長役場ニ差出シ
埋葬ノ免許証を受けて之を寺院
住職ホ小差出申

日用便

定金拾貳圓五厘

明治十三年十一月六日

版権免許

同十四年二月出版 第四刊

編者

青木輔清

日本橋區濱町二丁目
十一番地

発賣人

内田彌兵衛

横山町二丁目

同盟舎
正榮堂

出版書目定價表

漢文 外史肇要

大本 五冊 價一四七十錢

片假名文 小學外史

中本 五冊 價一四廿五錢

漢文 内國史略

全部 五冊 價一四廿三錢

漢文 十八史略

中本 七冊 價一四七十五錢

西征討史略

初篇二篇五冊完 一篇價一四廿五錢

音書 大正漢語字彙

一快三冊完九冊 一快價八十錢完

補訂 校刻小字典

半紙 八折形 價六十錢

再校 雅俗即用集

全 價六十錢

音訓 假名遣

全 價十五錢

助字 通解

五書合本 中ニアリ 價六十錢

以上 五書合本

全馬皮刷西洋綴 價一四八十錢

廣益 中字典

洋綴 両面刷 價一四五十錢

新刻 正字通

小本 一冊 價六十錢

銅板 掌中玉篇

極小本 両面刷 洋綴 價四十五錢

紙 閑化節用

全形 價四十錢

以上 合卷字典

両面刷 一冊 價八十錢

日本タイヤビンド	極小本一冊 價五十
索引以 日用字引	小本一冊 價二十
萬通字類大全	全一冊 價六十
日本外史國史略字類	中本一冊 價五十八
通俗名乘辨解	小本一冊 價十六
小學作文五百題	全部四冊一巻三 以下廿五
全續編	大本二冊合巻 價四十五
和漢五百題詩選	二冊 價五十
袖珍一千題	快入小本一冊 價三十五
小學作文類纂	全 價四十
文語類集	全 價四十
文語節用	全 價三十五
作文文字典大全	快入本上下二冊 價七十五
懷中日用便	紙入本一冊 價十二
懷中書狀用便	全形 價十二
紙入節用集	全形 價二十
懷中三用便	紙入本皮刷二冊 價五十
懷中智慧袋	紙入本一冊 價二十五

懷中農家日用便	全形 價十二
徵兵令解釋	全形 價十
懷中五用便	薄葉刷懷中本 價八十
懷中東京案内	紙入本三冊 一冊價十六
大日本切圖	折本全七冊 價一四三十
東京明細圖	折本一冊 價二十
民間演說集誌	追次出版 一冊價十
官令目錄	洋綴兩面刷 價一
新法辨解	小本一冊 價十七
地方諸規則類分	洋綴一冊 價六十
貸借諸規則	紙入本一冊 價八
利息制限解	紙入本一冊 價八
徵兵令早合點	小本一冊 價十五
法律對比注解	西洋綴小本 價五十
刑罰輕重一覽	一枚刷 價十二
日本庶物示教	大本三冊 價八十
小學十八史略	半紙本全四冊 價一四廿五
十八史略讀本	洋綴全一冊 價一四七十

續日本紀考證

大本全十二冊
價二四廿五

續文章軌範評林

洋綴全一冊
價一四五十

全別製本

小本全六冊
價一四

歷代名媛詩文

上下全四冊
價八十

新編明治詩文

半紙本一冊
價廿五

英議院章程

半紙本全三冊
價七十五

詩山遺稿

詩文
半紙本全五冊
價八十

唐話為文箋

小本一冊
價三十

小學女大學

半紙本一冊
價十八

學女子消息

半紙本二冊
價六十五

小學訓蒙軌範

半紙本一冊
價六

裁縫教授書

半紙本全二冊
價三十

小學幾何用法

半紙本全三冊
價七十五

規則用文

中本全三冊
價七十五

消息往來

中本一冊
價二十

全商法往來

中本一冊
價二十

小學教育論

文部省出版
洋綴一冊
價六十

小學教授論

判
洋綴一冊
價七十

小學雜文集言

一名作文紀事論說文
半紙本全三冊
價一四十五

改正東京區分新圖

折本全一冊
價二十

改正小學地誌略

標註附上下全三冊
價二十

全字引

小本全二冊
價二十

萬國地理小誌字解

小本一冊
價二十

改正物理階梯諱語

小本一冊
價三十

算學題林

中本全五冊
五冊價二四九十五

小學簡易作文

全三冊
一冊價二十

下小學書取本

半紙本一冊
價十五

產婆生々新論

中本全三冊
價六十

小學普通用文

半紙本一冊
價六

小學代數例題

中本全一冊
價六

江戸政記

半紙本全六冊
價六

增入大全四書字引

小本全一冊
價六

小紀事文例

全二冊
一、卷廿二至五五
二、卷二十五

增比附新詳編便
補綴弘改定律令
改正條例

註釋合卷
洋綴一冊
價一

治罪法註釋

全八冊
價二四五十

刑法註釋

全八冊
價二四五十錢

畫學楷樣

着色本一冊
價廿五錢

漢學入門

半紙本一冊
價十六錢

官民
懷中萬用便

紙入本一冊
價

諸國賣捌所

東京

北畠茂兵衛

全

稻田佐兵衛

全

山中市兵衛

全

九家善七

全

山口藤兵衛

全

石川治兵衛

全

水野慶治郎

全

東生龜治郎

全

柳川梅治郎

全

出雲寺萬治郎

全

小林新兵衛

全

北澤伊八

全

博聞社

全

須原鐵二

全

內田芳兵衛

全

藤井孫兵衛

西京

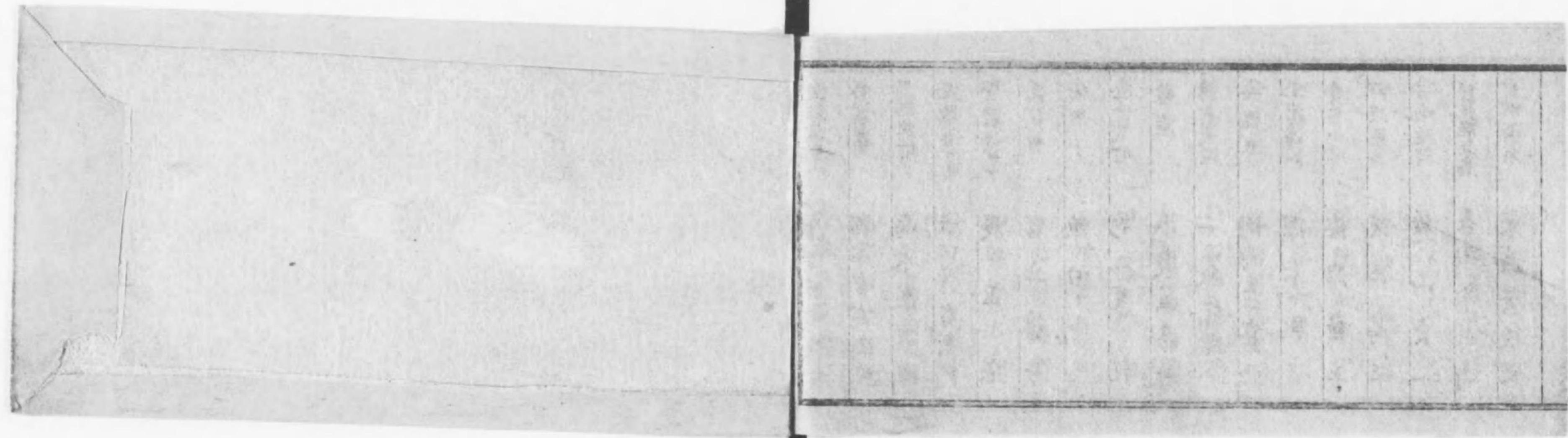
藤井孫兵衛

全	杉本甚助
全	田中治兵衛
大阪	柳原喜兵衛
全	松村九兵衛
全	吉岡平助
淡路洲本	福浦文藏
尾州名古屋	栗田東平
全	片野東四郎
全	矢田藤兵衛
駿州沼津	荒川源助
全	青木榮治郎
全	廣瀬市藏
武州熊ヶ谷	博文堂市三郎
全	大里忠平
全	岸田文吉
全	菅間定次郎
全	蜷川國藏

全	藤屋源助
全	枳屋七良次
全	日野屋卯助
全	小野脩三
全	長野爲一郎
上野高崎	文心堂量平
全	博文堂綱吉
全	博文堂佐七
全	黒崎長三郎
全	島屋喜三郎
下野宇都宮	田野邊忠兵衛
全	西江屋宥造
全	津久井潜藏
全	田中正太郎
全	山中八郎
全	武藤清助
全	川島平五郎

全佐野	堀越常三郎
羽前鶴之岡	小池藤次郎
全	小池仲三
全	佐藤惣吉
全	林助右衛門
全山形	荒井大次郎
全	北國屋弥平治
羽後酒田	岩谷八良兵衛
全	加納治郎兵衛
全	伊藤弥七
全	小松喜右衛門
全	白崎吉兵衛
陸前仙臺	伊勢安右工門
岩代福島	池田周吉
信州善光寺	小并屋喜太郎
全松本	山津田金兵衛
越後魚糸川	八木太右衛門

全長岡	上田屋治兵衛
越中高岡	國木吉右衛門
下總塚町	高木直次郎
全佐倉	吉田傳右衛門
全佐原	堤正平
全荒野	石井藤七
全鮫子	飯田今二
全千葉町	乙亥社
常陸	小泉屋嘉七
越前武生	千秋慎一
全福井	岡崎左喜助
土州高知	澤本駒吉
豊前中津	梅津壽平
阿波徳島	坂井萬平
日向延岡	遠山貞一
薩州鹿兒島	吉田孝兵衛
甲州山梨	東浦榮次郎



終

